（証券コード　3903）
平成30年７月９日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社ｇｕｍｉ
代表取締役社長　國光　宏尚

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会の議決権は電磁的方法（インターネット）によって行使することもできます。インターネットを通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご投票くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年７月25日（水曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目13番１号
住友不動産新宿セントラルパークビル１階
ベルサール新宿セントラルパーク　イベントホール
（末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第11期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎招集にあたっての決定事項
(1)株主総会にご出席願えない場合には、書面または電磁的方法(インターネット）により議決権を行使することができます。具体的な手続き等について、３ページの「議決権行使のご案内」をご高覧の上、それに従って、議決権をご行使ください。
(2)書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使の期限は、株主総会前日の平成30年７月24日（火曜日）の19時（午後７時）までといたします。
(3)書面及び電磁的方法（インターネット）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを議決権行使として取扱わせていただきます。
(4)電磁的方法（インターネット）によって、複数回またはパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
(5)書面による議決権行使において、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書用紙が提出された場合においては、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。
(6)議決権の代理行使を行う場合は、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
◎インターネットによる開示
(1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://ir.gu3.co.jp/meeting/)に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、上記、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「個別注記表」が含まれております。
(2)株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://ir.gu3.co.jp/meeting/)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、以下のいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日　　時　**平成30年７月25日（水曜日）午前10時（午前９時開場）**

場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目13番１号
住友不動産新宿セントラルパークビル１階
ベルサール新宿セントラルパーク　イベントホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

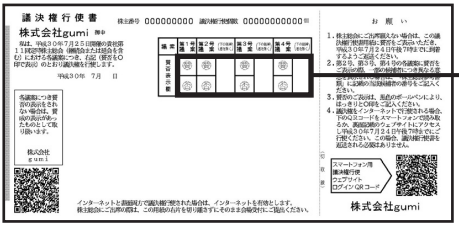
書面による場合



書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成30年７月24日（火曜日）19時（午後７時）**までに当社に到着するよう折り返しご送付ください。

※ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１号議案
▶ 賛成の場合：　「賛」の欄に○印
▶ 反対の場合：　「否」の欄に○印
第２、３、４号議案
▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印の上、反対される候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる場合



スマートフォン等により議決権行使書用紙のＱＲコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net/）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 ｜ **平成30年７月24日（火曜日）19時（午後７時）**

詳細は次頁をご覧ください

■重複行使のお取扱いについて

書面と電磁的方法（インターネット）によって、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法によって、複数回数又はパソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。



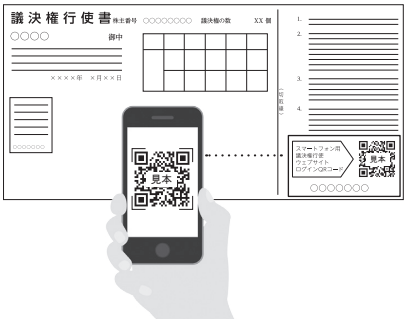
インターネットによる議決権行使のご案内

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 **議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読取ってください。**

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

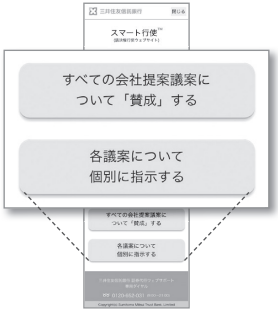


2 **以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがＰＣ向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ＱＲコードを再度読取っていただくと、ＰＣ向けサイトへ遷移出来ます。



書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

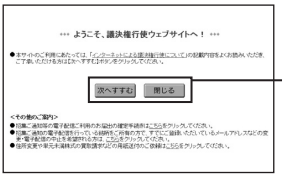
インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時～午後９時）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

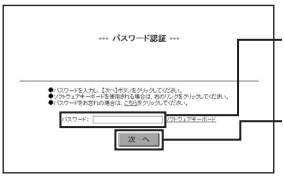
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の政権交代による世界経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動等の影響により、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきまして、モバイルオンラインゲーム市場においては、株式会社矢野経済研究所の「スマホゲーム市場に関する調査（2016年）」によると、2017年度の国内スマートフォンゲーム市場は9,600億円と、前年対比にて安定的に成長することが予想されております。VR/AR市場においては、The Goldman Sachs Group, Inc.が2016年８月に発表したデータによると、2025年にはVR/AR市場が約950億米ドル（約1兆580億円）まで拡大すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は27,112,019千円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。また、営業利益は994,325千円（同39.7%減）、経常利益は962,282千円（同44.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は552,928千円（同60.0%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

①　モバイルオンラインゲーム事業

平成25年に配信を開始した「ブレイブ フロンティア（日本語版）・（海外言語版）」の売上が配信開始後の期間経過に伴い減少いたしました。一方、株式会社スクウェア・エニックスと共同開発し、平成27年及び平成28年に配信を開始した「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（日本語版）・（海外言語版）」、平成28年に配信を開始した「クリスタル オブ リユニオン（日本語版）」の売上が増加したほか、平成29年11月に配信を開始した新規タイトル「誰ガ為のアルケミスト(海外言語版）」も好調に推移し、売上増加に寄与いたしました。また、平成26年に配信を開始した「ファントム オブ キル（日本語版）」及び平成28年に配信を開始した「誰ガ為のアルケミスト（日本語版）」も堅調に推移いたしました。

なお、一部の既存タイトルにおけるTVCMの放映及び複数の新規タイトルのリリースに伴う初期プロモーションの実施等に伴い広告宣伝費が増加したこと等により、販売費及び一般管理費が増加いたしました。

この結果、売上高は27,110,422千円（前連結会計年度比4.5%増）、営業利益は1,249,867千円（同24.3%減）となりました。

② VR/AR事業

VR/AR事業に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるVR/AR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内外にて主にファンド出資を通じたVR/AR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発を主体的に取り組み、VR/AR事業の収益化を目指してまいります。

当連結会計年度においては、Tokyo XR Startups株式会社及び第１四半期連結会計期間に新たに設立したNordic VR Startups Oy等におけるインキュベーションプログラムを通じ、世界を代表する企業の育成と輩出を目指して国内外のVR/AR市場におけるスタートアップ企業に対し様々な支援を提供いたしました。

また、当社グループがジェネラル・パートナーとして参画しているVenture Reality Fundを通じたグローバル投資を実行し、有力な技術・コンテンツ・人材を保有する企業との戦略的な連携を図ってまいりました。

この結果、売上高は1,596千円、営業損失は255,541千円となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 重要な組織再編等の状況

① 平成29年３月28日開催の当社の取締役会の決議に基づき、平成29年５月２日付で、Nordisk Film A/Sとの合弁会社であるNordic VR Startups Oyを設立しました。

② 平成29年４月25日開催の当社の取締役会の決議に基づき、平成29年６月12日付で、当社のVRにかかる事業に関して簡易新設分割の方式による分社化を

行い、株式会社gumi VRを設立しました。

③　平成29年９月25日開催の当社の取締役会の決議に基づき、平成29年10月５日付で、当社の100％出資子会社である株式会社FgGを設立いたしました。

④　平成29年９月25日開催の当社の取締役会の決議に基づき、平成29年11月６日付で、当社の完全子会社である株式会社gumi Westを吸収合併し、同社が営んでおりましたモバイルオンラインゲームの開発事業及び運営事業に関する全ての権利義務を承継しました。なお、本合併は当社の連結子会社を対象とする簡易吸収合併であります。

⑤　平成29年10月31日開催の当社の取締役会の決議に基づき、平成29年11月６日付で、当社の連結子会社である株式会社FgGは、当社の持分法適用会社であった株式会社Fuji&gumi Gamesが保有する「ファントム オブ キル」「誰ガ為のアルケミスト」「シノビナイトメア」の各アプリに関する著作権及びその他一切の権利等を同社から譲り受けました。また、当社は、当社が保有しておりました株式会社Fuji&gumi Gamesの株式を同社に譲渡しました。

⑥　当社の100%出資子会社である株式会社gumi venturesは、平成30年２月１日付で、同社の100％出資子会社である合同会社gumi Cryptosを設立しました。

⑦　平成30年３月26日開催の当社の取締役会の決議に基づき、平成30年４月３日付で、当社の100％出資子会社である株式会社グラムスを設立しました。

(5) 対処すべき課題

① ゲームラインナップの充実

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。このため、ユーザーのニーズを汲み取った新規ゲームコンテンツの投入に加え、既存ゲームコンテンツの長期的運用が重要な課題であると考えております。特に、新規ゲームコンテンツの投入につきましては、今後も引き続き対象ユーザーを年齢や嗜好等でセグメント分けし、それぞれのニーズに対応した魅力あるゲームコンテンツをバランス良く提供することで、ラインナップの充実を図ってまいります。

② 海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、モバイルオンラインゲーム市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供することが重要な課題であると考えております。これまで多くのゲームコンテンツの海外展開を実現してまいりましたが、今後も引き続き、自社開発の有力ゲームコンテンツを中心としたグローバル展開の推進及び有力な地産地消タイトルの海外市場への展開を加速させてまいります。

③ 新規事業領域への参入による事業拡大

当社グループは、将来、市場の拡大が見込まれる事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、VR/AR領域及び仮想通貨・ブロックチェーン領域において積極的に投資を行っていく方針であり、ファンド出資等を通じ新たなテクノロジーを活用する有力企業との戦略的な連携を図るとともに、コンテンツの開発にも主体的に取り組むことで、新規事業領域の早期の収益化を図ってまいります。

④ コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、ユーザーから支持されるサービスの継続的な提供に加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となることが必要不可欠であると考えております。ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

⑤　ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等への参加を通じてユーザー獲得のための施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高止まりにつながる恐れがあります。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

⑥　システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への対応が重要な課題であると考えております。これに対し、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りに努めてまいります。

⑦　優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階に合わせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキルの向上を図ってまいります。

⑧　コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑨　消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲームをとりまく環境が大きく変化する中で、ユーザーが安心安全に利用できる環境を構築することが重要な課題であると考えております。当社グループは、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、各種法令のみならず消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図りながら、継続的にユーザーが安心して楽しめる健全な環境の構築を行ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第 8 期 平成27年４月期	第 9 期 平成28年４月期	第 10 期 平成29年４月期	第 11 期 (当連結会計年度) 平成30年４月期
売 上 高（千円）	27,534,936	21,437,453	25,933,658	27,112,019
経 常 利 益 又は経常損失(△) （千円）	234,262	△2,256,462	1,734,017	962,282
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) （千円）	191,224	△3,299,256	1,383,379	552,928
１株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) （円）	7.36	△111.56	46.65	18.91
総 資 産（千円）	23,658,356	18,688,448	19,659,953	23,067,515
純 資 産（千円）	16,801,640	12,515,627	12,941,686	13,990,732
１ 株 当 た り 純 資 産 額（円）	575.74	420.04	445.16	467.47

（注）１．当社は、平成26年８月１日付で株式分割（１株を500株に分割）を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 平成27年４月期	第 9 期 平成28年４月期	第 10 期 平成29年４月期	第 11 期 (当事業年度) 平成30年４月期
売 上 高（千円）	27,513,192	21,401,919	25,896,816	27,086,964
経 常 利 益 又は経常損失(△)（千円）	△152,500	△2,741,576	1,259,054	668,485
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△90,255	△3,622,264	956,961	672,614
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△3.48	△122.48	32.27	23.00
総 資 産（千円）	23,211,507	19,117,011	19,457,976	22,597,321
純 資 産（千円）	16,235,400	12,800,960	12,810,918	13,756,264
1 株 当 た り 純資産額（円）	559.56	429.61	440.66	465.65

（注）１．当社は、平成26年８月１日付で株式分割（１株を500株に分割）を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成30年４月30日現在）

会社名	資本金		当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エイリム	100,745千	円	100.0 %	モバイルオンラインゲームの開発・運営
株式会社FgG（注１）	10,000千	円	100.0 %	同上
株式会社グラムス（注２）	10,000千	円	100.0 %	同上
gumi Asia Pte.Ltd.	2,000千	シンガポールドル	100.0 %	同上
gumi Europe SAS	300千	ユーロ	100.0 %	同上
台灣谷米數位科技有限公司	10,000千	台湾ドル	100.0 %	同上
Primus, Inc.	1,940,059千	ウォン	100.0 %	同上
株式会社gumi ventures（注３）	159,350千	円	100.0 %	投資事業及び投資ファンドの運営
株式会社gumi VR（注４）	100,000千	円	100.0 %	VR/ARに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにVR/ARに係る投資
Tokyo XR Startups株式会社（注５）	81,500千	円	100.0 %	VR/AR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等
gumi America, Inc.（注６）	8,015千	米ドル	100.0 %	VR/ARに係る投資
Nordic VR Startups Oy（注７）	752千	ユーロ	60.0 %	VR/AR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等
合同会社gumi Cryptos（注８）	5,000千	円	100.0 %	仮想通貨及びブロックチェーン技術を用いたサービス等を提供する企業への投資

（注）１．平成29年10月５日付で、株式会社FgGを設立しました。

２．平成30年４月３日付で、株式会社グラムスを設立しました。

３．平成30年１月31日付で、株式会社gumi venturesは増資を行い、資本金が増加しております。

４．平成29年６月12日付で、当社のVRにかかる事業に関して簡易新設分割の方式による分社化を行い、株式会社gumi VRを設立しました。
５．平成30年１月25日付で、Tokyo VR Startups株式会社は商号をTokyo XR Startups株式会社に変更しております。なお、同社は平成29年８月25日、９月27日及び９月30日付で増資を行い、資本金が増加しております。
６．平成29年８月１日及び９月15日付で、gumi America,Inc.は増資を行い、資本金が増加しております。
７．平成29年５月２日付で、Nordisk Film A/Sとの合弁会社であるNordic VR Startups Oyを設立しました。
８．平成30年２月１日付で、合同会社gumi Cryptosを設立しました。

(8) 主要な事業内容（平成30年４月30日現在）

事　　業	事　　業　　内　　容
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用
V　R　/　A　R　事　業	VR/ARに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにVR/ARに係る投資

(9) 主要な事業所（平成30年４月30日現在）

①　当社

本　　社	東京都　新宿区

② 子会社

株式会社エイリム	東京都　新宿区
株式会社Ｆｇ Ｇ	東京都　新宿区
株式会社グラムス	東京都　新宿区
ｇｕｍｉ Ａｓｉａ Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．	シンガポール　シンガポール市
ｇｕｍｉ Ｅｕｒｏｐｅ ＳＡＳ	フランス　パリ市
台灣谷米數位科技有限公司	台湾　台北市
Ｐｒｉｍｕｓ，Ｉｎｃ．	韓国　ソウル市
株式会社ｇｕｍｉ ｖｅｎｔｕｒｅｓ	東京都　新宿区
株式会社ｇｕｍｉ ＶＲ	東京都　新宿区
Ｔｏｋｙｏ ＸＲ Ｓｔａｒｔｕｐｓ株式会社	東京都　中央区
ｇｕｍｉ Ａｍｅｒｉｃａ，Ｉｎｃ．	アメリカ　カリフォルニア州
Ｎｏｒｄｉｃ ＶＲ Ｓｔａｒｔｕｐｓ Ｏｙ	フィンランド　ヘルシンキ市
合同会社ｇｕｍｉ Ｃｒｙｐｔｏｓ	東京都　新宿区

(10) 使用人の状況（平成30年４月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
848名 (9)	111名増

（注）１．使用人は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

２．使用人数が前連結会計年度と比べて111名増加しましたのは、主にモバイルオンラインゲーム事業の業容拡大に伴う採用によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
384名 (9)	127名増	34歳7ヶ月	2年9ヶ月

(注) 1．使用人は、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

2．使用人数が前事業年度と比べて127名増加しましたのは、平成29年11月６日付で連結子会社である株式会社gumi Westを合併したこと及びモバイルオンラインゲーム事業の業容拡大に伴う採用によるものです。

(11) 主要な借入先（平成30年４月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,333,600千円
株式会社三井住友銀行	1,650,000千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,127,000千円
株式会社りそな銀行	833,332千円
株式会社新生銀行	580,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 平成30年６月１日付で、Nordic VR Startups Oyは商号をNordic XR Startups Oyに変更しております。

② 平成30年６月８日付で、合同会社gumi Cryptosは社員の増加に伴い当社の連結子会社から外れました。

2．会社の株式に関する事項（平成30年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　98,878,000株

(2) 発行済株式の総数　30,291,000株

(3) 株主数　14,501名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
國光宏尚	1,624,500株	5.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,582,600株	5.40%
ＬＩＮＥ株式会社	1,465,000株	5.00%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1,401,000株	4.78%
ＮＥＸＴ　ＢＩＧ　ＴＨＩＮＧ株式会社	1,400,000株	4.78%
株式会社ＳＢＩ証券	970,200株	3.31%
松井証券株式会社	682,600株	2.33%
ＷｉＬ　ＦＵＮＤ　Ｉ，Ｌ．Ｐ．	607,600株	2.07%
楽天証券株式会社	580,000株	1.98%
ＴＨＥ　ＢＡＮＫ　ＯＦ　ＮＥＷ　ＹＯＲＫ　１３３５２４	567,700株	1.94%

（注）１．当社は、自己株式を980,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（980,000株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年６月15日、平成29年６月19日、平成29年12月14日、平成29年12月21日及び平成29年12月22日に新株予約権が行使されたことに伴い新株式を239,000株発行し、発行済株式の総数は30,291,000株となりました。

３．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成30年４月30日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
國　光　宏　尚	代表取締役社長	株式会社エイリム　取締役 gumi Asia Pte. Ltd.　Director gumi Europe SAS　President 台灣谷米數位科技有限公司　董事 Primus,Inc.　代表理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi VR　代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社　代表取締役社長 Nordic VR Startups Oy　CEO 株式会社Candee　取締役会長（非常勤） 株式会社よむネコ　取締役 Seoul XR Startups, Inc.　非常務理事
川　本　寛　之	代表取締役副社長	株式会社エイリム　取締役 株式会社 FgG　代表取締役社長 株式会社グラムス　取締役 gumi Asia Pte. Ltd.　Director gumi Europe SAS　Director 台灣谷米數位科技有限公司　董事 Primus,Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　代表取締役社長 株式会社gumi VR　取締役 Tokyo XR Startups株式会社　取締役 gumi America,Inc.　Director
本　吉　　誠	取　締　役	株式会社エイリム　監査役 株式会社グラムス　監査役 Primus,Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi VR　監査役 Tokyo XR Startups株式会社　監査役
高　橋　信太郎	取　締　役	Indeed Japan株式会社　代表取締役 ゼネラルマネージャー兼営業本部長
長　南　伸　明	取　締　役	株式会社スタジオアタオ　取締役 UUUM株式会社　社外取締役(監査等委員)
梅　田　裕　一	常勤監査役	

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
池　川　穣　治	監　査　役	池川公認会計士事務所　代表 株式会社青山トラスト会計社　取締役 税理士法人青山会計社　代表社員
鈴　木　　学	監　査　役	西村あさひ法律事務所　パートナー

（注）１．取締役高橋信太郎氏及び長南伸明氏は、社外取締役であります。
２．監査役梅田裕一氏、池川穣治氏及び鈴木学氏は、社外監査役であります。
３．監査役池川穣治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役高橋信太郎氏、長南伸明氏、監査役池川穣治氏、鈴木学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	ストックオプション	
取締役 （うち社外取締役）	211,684千円 (14,500千円)	150,298千円 (14,500千円)	61,346千円 (－)	7名 (3名)
監査役 （うち社外監査役）	33,666千円 (33,666千円)	33,666千円 (33,666千円)	－ (－)	3名 (3名)
合計 （うち社外役員）	245,350千円 (48,166千円)	183,964千円 (48,166千円)	61,346千円 (－)	10名 (6名)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成26年７月31日開催の第７回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。また、別枠で平成29年７月26日開催の第10回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成26年７月31日開催の第７回定時株主総会において年額40百万円と決議いただいております。
３．ストックオプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。
４．当期末の取締役の員数は５名であります。上記表の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年7月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）を含んでいるためです。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

1．取締役高橋信太郎氏は、Indeed Japan株式会社の代表取締役ゼネラルマネージャー兼営業本部長であります。当社とIndeed Japan株式会社の間には特別の関係はありません。

2．取締役長南伸明氏は、株式会社スタジオアタオの取締役及びUUUM株式会社の取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社スタジオアタオ及びUUUM株式会社との間には特別の関係はありません。

3．監査役池川穣治氏は、池川公認会計士事務所の代表、株式会社青山トラスト会計社の取締役及び税理士法人青山会計社の代表社員であります。当社と池川公認会計士事務所、株式会社青山トラスト会計社及び税理士法人青山会計社との間には特別の関係はありません。

4．監査役鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所のパートナーであります。西村あさひ法律事務所は当社の顧問弁護士事務所でありますが、西村あさひ法律事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役 高橋信太郎	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席いたしました。主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜発言を行っておりました。
取締役 長南伸明	平成29年7月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監査役 梅田裕一	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。主に出身分野である金融業界を通じて培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監査役 池川穣治	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監査役 鈴木　学	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席し、監査役会12回全てに出席いたしました。主に弁護士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

連結貸借対照表

（平成30年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**17,467,247**	**流動負債**	**5,253,199**
現金及び預金	13,017,347	買掛金	351,283
売掛金	2,726,498	短期借入金	50,000
前払費用	535,221	一年内返済予定の長期借入金	2,850,936
未収入金	177,618	未払金	1,097,365
繰延税金資産	194,993	未払費用	75,794
未収還付法人税等	86,695	未払法人税等	449,353
その他	728,871	未払消費税等	44,561
		預り金	53,895
固定資産	**5,600,267**	賞与引当金	260,320
有形固定資産	**262,639**	その他	19,688
建物	179,706		
工具、器具及び備品	65,645	**固定負債**	**3,823,582**
その他	17,287	長期借入金	3,672,996
		資産除去債務	138,331
無形固定資産	**966,715**	繰延税金負債	12,255
のれん	26,523	**負債合計**	**9,076,782**
ソフトウエア	433,704	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	285,052	**株主資本**	**13,679,719**
その他	221,435	資本金	9,076,072
		資本剰余金	3,071,685
投資その他の資産	**4,370,912**	利益剰余金	2,590,361
敷金及び保証金	388,821	自己株式	△1,058,400
投資有価証券	1,863,646	**その他の包括利益累計額**	**22,181**
関係会社株式	663,513	その他有価証券評価差額金	△12,256
その他の関係会社有価証券	573,165	為替換算調整勘定	34,438
繰延税金資産	627,671	**新株予約権**	**107,691**
その他	254,095	**非支配株主持分**	**181,140**
資産合計	**23,067,515**	**純資産合計**	**13,990,732**
		負債・純資産合計	**23,067,515**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		27,112,019
売上原価		18,907,767
売上総利益		8,204,251
販売費及び一般管理費		7,209,925
営業利益		994,325
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,917	
補助金収入	16,514	
経営指導料	3,200	
投資事業組合運用益	118,791	
仮想通貨評価益	39,663	
その他	11,859	191,947
営業外費用		
支払利息	33,719	
寄付金	6,000	
為替差損	55,969	
持分法による投資損失	126,608	
その他	1,693	223,990
経常利益		962,282
特別利益		
持分変動利益	143,273	143,273
特別損失		
減損損失	465,370	
投資有価証券評価損	7,542	
事業構造改革費用	35,403	
その他	454	508,771
税金等調整前当期純利益		596,784
法人税、住民税及び事業税	512,155	
法人税等調整額	△445,590	66,565
当期純利益		530,219
非支配株主に帰属する当期純損失		△22,708
親会社株主に帰属する当期純利益		552,928

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,400,967**	**流動負債**	**5,054,017**
現金及び預金	9,295,117	買掛金	819,042
売掛金	3,064,023	短期借入金	50,000
前払費用	418,783	一年内返済予定の長期借入金	2,850,936
立替金	33,871	未払金	932,435
繰延税金資産	107,494	未払費用	49,803
その他	481,676	未払法人税等	259,906
		預り金	47,419
		賞与引当金	35,290
		その他	9,185
固定資産	**9,196,354**	**固定負債**	**3,787,039**
有形固定資産	**209,297**	長期借入金	3,672,996
建物	166,323	資産除去債務	114,043
工具、器具及び備品	25,687	**負債合計**	**8,841,057**
その他	17,287	（純資産の部）	
無形固定資産	**619,391**	**株主資本**	**13,652,332**
ソフトウエア	464,169	**資本金**	**9,076,072**
ソフトウエア仮勘定	155,054	**資本剰余金**	**4,005,083**
その他	166	資本準備金	127,178
投資その他の資産	**8,367,665**	その他資本剰余金	3,877,905
敷金及び保証金	322,845	**利益剰余金**	**1,629,576**
投資有価証券	188,382	その他利益剰余金	1,629,576
関係会社株式	6,985,629	繰越利益剰余金	1,629,576
繰延税金資産	625,923	**自己株式**	**△1,058,400**
その他	244,884	**評価・換算差額等**	**△3,760**
		その他有価証券評価差額金	△3,760
		新株予約権	107,691
		純資産合計	**13,756,264**
資産合計	**22,597,321**	**負債・純資産合計**	**22,597,321**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**27,086,964**
売上原価		**20,058,912**
売上総利益		**7,028,052**
販売費及び一般管理費		**6,404,396**
営業利益		**623,656**
営業外収益		
受取利息及び配当金	104,071	
経営指導料	21,200	
その他	1,603	126,874
営業外費用		
支払利息	33,611	
為替差損	42,433	
寄付金	6,000	82,045
経常利益		**668,485**
特別利益		
関係会社清算益	16,504	
抱合せ株式消滅差益	255,412	
関係会社株式売却益	163,000	434,917
特別損失		
減損損失	488,491	
その他	35,403	523,895
税引前当期純利益		**579,508**
法人税、住民税及び事業税	316,395	
法人税等調整額	△409,502	△93,106
当期純利益		**672,614**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年６月１８日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　部　直　哉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　計　士　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ｇｕｍｉの平成２９年５月１日から平成３０年４月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年６月１８日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　部　直　哉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　計　士　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ｇｕｍｉの平成２９年５月１日から平成３０年４月３０日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年５月１日から平成30年４月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年６月27日

株式会社ｇｕｍｉ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　梅　田　裕　一　㊞

監査役（社外監査役）　池　川　穣　治　㊞

監査役（社外監査役）　鈴　木　　学　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

（１）提案の理由

①　当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰下げを行うものであります。

②　株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条及び第21条第１項に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から代表取締役に変更するものであります。

③　事業活動の一層の充実を目指すとともに、当社及び当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るため、現行定款第22条第２項に定める役付取締役に、取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～14.＜条文省略＞	1.～14.（現行どおり）
＜新設＞	15.仮想通貨の企画、開発、発行及び管理
＜新設＞	16.仮想通貨交換業
＜新設＞	17.資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の企画、開発、発行及び管理
＜新設＞	18.資金移動業
＜新設＞	19.仮想通貨、仮想通貨交換業運営及び資金移動業運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売
＜新設＞	20.ブロックチェーンに関するシステムの企画、開発、制作及び販売
＜新設＞	21.仮想通貨に関する調査、研究及び情報提供
＜新設＞	22.仮想通貨、トークン又はそれらに類似するものに対する投資
＜新設＞	23.前各号に関するコンサルティング

現　行　定　款	変　更　案
15. 各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売 16.　前各号に付帯する一切の業務	24. 各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売 25.　前各号に付帯する一切の業務
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、かつ、議長に当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、かつ、議長に当る。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
（取締役会） 第21条　取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2.　（条文省略） 3.　（条文省略） 4.　（条文省略）	（取締役会） 第21条　取締役会は代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり） 4.　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　（条文省略） 2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　（現行どおり） 2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

第２号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（５名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。なお、本議案については社外役員協議会に諮問し、特段の指摘事項はございませんでした。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	國光宏尚（くにみつひろなお） （昭和49年１月28日）	平成16年５月　株式会社アットムービー入社 平成16年５月　同社　取締役 平成19年６月　当社設立　代表取締役社長（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム　取締役 gumi Asia Pte. Ltd.　Director gumi Europe SAS　President 台灣谷米數位科技有限公司　董事 Primus, Inc.　代表理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi VR　代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社　代表取締役社長 Nordic XR Startups Oy　CEO 株式会社Candee　取締役会長（非常勤） 株式会社よむネコ　取締役 Seoul XR Startups, Inc.　非常務理事	1,624,500株
2	川本寛之（かわもとひろゆき） （昭和54年３月23日）	平成14年４月　日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 平成20年４月　新規事業投資株式会社（現DBJキャピタル株式会社）出向 平成23年８月　当社入社　執行役員 平成23年11月　当社取締役 平成28年３月　当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム　取締役 株式会社FgG　代表取締役社長 株式会社グラムス　取締役 gumi Asia Pte. Ltd.　Director gumi Europe SAS　Director 台灣谷米數位科技有限公司　董事 Primus, Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　代表取締役社長 株式会社gumi VR　取締役 Tokyo XR Startups株式会社　取締役 gumi America, Inc.　Director	233,700株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	本吉 誠（もとよし まこと） （昭和58年１月21日）	平成19年４月　株式会社新生銀行入行 平成24年７月　当社出向 平成26年２月　当社入社 平成26年７月　当社執行役員 平成28年７月　当社取締役（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム　監査役 株式会社グラムス　監査役 Primus,Inc.　非常務理事 株式会社gumi ventures　取締役 株式会社gumi VR　監査役 Tokyo XR Startups株式会社　監査役	16,500株
4	高橋 信太郎（たかはし しんたろう） （昭和40年１月８日）	平成元年４月　株式会社リクルート入社 平成13年10月　株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）入社 平成18年３月　GMOアドパートナーズ株式会社　代表取締役社長 平成20年３月　GMOインターネット株式会社　取締役 平成25年３月　GMOインターネット株式会社　常務取締役グループメディア部門統括 平成27年３月　GMOアドパートナーズ株式会社　取締役会長 平成28年４月　Indeed Japan株式会社　代表取締役　営業本部長 平成28年７月　当社社外取締役（現任） 平成29年10月　Indeed Japan株式会社　代表取締役　ゼネラルマネージャー兼営業本部長（現任）	―株
5	長南 伸明（ちょうなん のぶあき） （昭和48年9月9日）	平成８年４月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 平成20年７月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　パートナー 平成27年９月　株式会社スタジオアタオ　取締役（現任） 平成29年７月　当社社外取締役（現任） 平成29年８月　UUUM株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）	―株

（注）１．各取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、平成30年４月30日現在のものであります。
２．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．國光宏尚氏を取締役候補者とした理由
國光宏尚氏は創業者として、市場の急速な変化に伴う事業の転換、海外市場の拡大を見越した迅速な意思決定及び新規事業領域に向けた強力なリーダーシップを発揮しています。
また、モバイルオンラインゲーム事業に限らず、VR/AR事業などの新規事業領域に関する豊富な知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

このような経験と実績、リーダーシップなどは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

4．川本寛之氏を取締役候補者とした理由
川本寛之氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、会計、IR、M&A、財務戦略、内部統制等のコーポレート全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
また、代表取締役就任後はモバイルオンラインゲーム事業の早期黒字化を達成するなど極めて重要な役割を果たしております。
このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

5．本吉誠氏を取締役候補者とした理由
本吉誠氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、当社グループにおける国内外の事業、財務戦略、投資業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

6．高橋信太郎氏を社外取締役候補者とした理由
高橋信太郎氏はGMOアドパートナーズ株式会社等で代表取締役などの要職を務める中で培った企業経営に関する豊富な経験を有しております。
このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

7．長南伸明氏を社外取締役候補者とした理由
長南伸明氏は公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

8．高橋信太郎氏及び長南伸明氏は社外取締役候補者であります。なお、高橋信太郎氏及び長南伸明氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高橋信太郎氏が２年となり、長南伸明氏が１年となります。

9．当社は、高橋信太郎氏及び長南伸明氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

10. 高橋信太郎氏及び長南伸明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（３名）は任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	梅田裕一（うめだゆういち） （昭和27年4月27日）	昭和50年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成５年８月　さくら投資顧問株式会社（現三井住友アセットマネジメント株式会社）　営業部長 平成12年10月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）浜松町支店長 平成14年５月　株式会社ソシエ・ワールド入社　同社経営企画室長 平成18年４月　FXプライム株式会社入社　経営管理本部長　補佐兼法務コンプライアンス部長 平成23年10月　当社常勤・社外監査役（現任）	1,200株
2	池川穣治（いけがわじょうじ） （昭和50年2月10日）	平成11年10月　株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（現株式会社AGSコンサルティング）入社 平成16年12月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 平成20年６月　公認会計士登録 平成21年３月　池川公認会計士事務所　代表（現任） 平成21年５月　税理士登録 平成22年７月　当社社外監査役（現任） 平成23年７月　株式会社青山トラスト会計社　取締役（現任） 平成28年６月　税理士法人青山会計社　代表社員（現任）	―株
3	鈴木学（すずきがく） （昭和45年2月11日）	平成８年４月　弁護士登録　あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 平成16年４月　同法律事務所パートナー（現任） 平成23年11月　当社社外監査役（現任）	―株

（注）１．各監査役候補者の「所有する当社の株式の数」は、平成30年４月30日現在のものであります。

２．各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

３．梅田裕一氏、池川穣治氏及び鈴木学氏は、社外監査役候補者であります。

４．梅田裕一氏を社外監査役候補者とした理由

金融業界を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、企業の健全性の確保、透明性の高い、公正な経営監視体制の確立を期待できると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって６年９ヶ月となります。

５．池川穣治氏を社外監査役候補者とした理由
公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって８年となります。

６．鈴木学氏を社外監査役候補者とした理由
弁護士としての経歴を通じて培った専門家としての高い知見に基づき、適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって６年８ヶ月となります。

７．当社は、梅田裕一氏、池川穣治氏及び鈴木学氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

８．池川穣治氏及び鈴木学氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、髙谷知佐子氏は現社外監査役の梅田裕一氏又は鈴木学氏の補欠としての社外監査役候補者、山田幸平氏は現社外監査役の池川穣治氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	髙谷　知佐子（たかや　ちさこ） （昭和44年３月７日）	平成７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成12年１月　ニューヨーク州弁護士登録（ニューヨーク州弁護士会所属） 平成13年９月　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 平成15年１月　森・濱田松本法律事務所　パートナー就任（現任） 平成18年10月　フェニックス・キャピタル株式会社　監査役（現任）	―株
2	山田　幸平（やまだ　こうへい） （昭和54年３月12日）	平成12年10月　中央青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 平成17年１月　株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（現株式会社AGSコンサルティング）入社 平成21年１月　山田幸平公認会計士事務所（現LR会計）設立（現任） 平成28年６月　日本公認会計士協会東京会幹事　就任（現任） 平成28年９月　モジュレ株式会社　社外取締役　就任（現任） 平成30年６月　合同会社LRプラス　代表社員　（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．髙谷知佐子氏及び山田幸平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．髙谷知佐子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由

髙谷知佐子氏は弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．山田幸平氏を補欠の社外監査役候補者とした理由

山田幸平氏は公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．髙谷知佐子氏及び山田幸平氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく

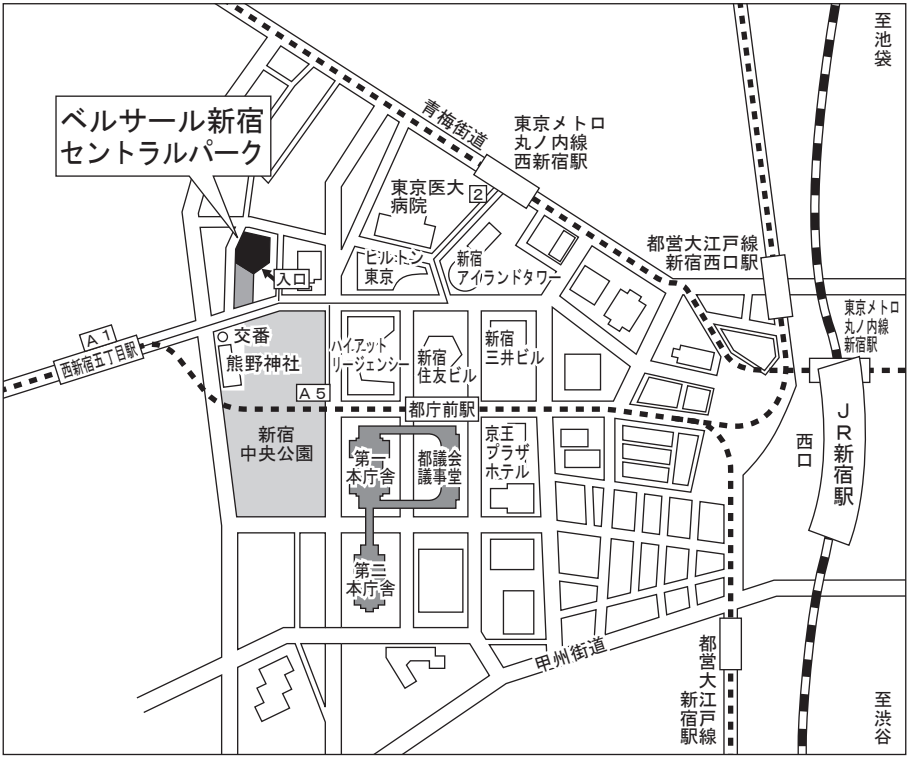
損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする予定です。

6．山田幸平氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目13番１号
住友不動産新宿セントラルパークビル１階
ベルサール新宿セントラルパーク　イベントホール



交通　・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」　「Ａ５出口」より徒歩４分
・都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目駅」　「Ａ１出口」より徒歩５分
・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」　「２番出口」より徒歩７分
・ＪＲ各線、地下鉄、私鉄各線「新宿駅」　「西口」より徒歩13分

〇駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。